

神山町農業委員会

議 事 録

令和3年3月25日開催

神山町農業委員会議事録

令和3年3月25日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（13人）

1番	高橋 正和	2番	森 三千子	3番	原田 健義
4番	森 昌槻	5番	山本 實義	6番	武市 佐市
7番	鍛 喜文	8番	井上 喜司	9番	相原 利章
10番	森本 守	11番	加藤 宏行	12番	中西 隆子
13番	河野 宏吉				

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局次長 鳥庭 宏 主任 西本 寛 主事 小川 和俊

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、全員の方に出席をいただいておりますことをご報告いたします。農地利用最適化推進委員の新宅由行さんは欠席となっております。

また、本日は後藤町長、竹内副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会宣言を会長お願いいたします。」

2. 開会宣言（午後1時16分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めていただき、議事の進行をお願いいたします。」

3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第6号 非農地証明願について
日程第3	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第9号 耕作放棄地に係る非農地判断について
日程第6	議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。9番相原委員、10番森本委員にお願いいたします。なお、会議書記には事務局の西本主任を指名いたします。」

5. 議案第6号について

議長「日程第2 議案第6号非農地証明願についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号3番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●さんから、既に山林となっている農地があるため、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となっております。

4ページから6ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、7ページに位置図、8ページに公図を添付しております。申請地は●●さんの●●●の周辺に位置しております。

9ページから10ページは現況写真を添付しており、既に山林化していることが確認できます。

11ページから13ページは非農地化を裏付ける資料として申請地の樹木年輪がわかる写真を添付しております。写真から申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

14ページは始末書を添付しております。受付番号3番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の5番山本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

山本委員「それでは説明させていただきます。申請に基づきまして22日の月曜日、事務局と●●●●さんの●●さんで●●●●さんの案内によりまして●●さんの●●●の●●へ行き説明を受けました。ここに理由がありますように、この当時に植えた木が40年製ぐらいになっておりますからどう見ても農地はもう山林化しておりますので、しょうがないのではないかと思います。ご審議よろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第6号受付番号3番の説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第6号非農地証明願による許可申請について受付番号3番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

ろにあり、現在の耕作地は入るのに●●の方から入って行くような状態です。非常に不便であります。今回購入した場合は、●●●●の●●の●●は今、●●●●●の●●が耕作しているため進入路も確保でき、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号3番について事務局から説明をいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。受付番号3番の譲受人の●●●●さんが譲渡人●●●●さんから畑を購入する案件でございます。

27ページから30ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、31ページに位置図、32ページ、33ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●で●●●●●の●及び●に位置しております。34ページから36ページに現況写真を添付しております。

37ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●名で、●名が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は、現在農地の所有はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では主に●●、●●●を栽培、自家消費分を除く全量を販売する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

38ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●さんの農地の所有はございません。

39ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、●●、●●●の●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、草刈機を●台、自己資金にて購入する予定でございます。

40ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は●●さんが●●日、●●●さんが●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われまます。続いて、40ページ中段の下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積はございません。今回本件で取得する●、●●●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしております。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えまます。

41ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号3番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号3番の担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「今朝、西本さん小川さんと共に、現地の確認をして参りました。農地自体は車が直接入れず少々歩きますけれども、茅が少々生えてはいますが農地としては問題なく使える土地ではないかと考えております。どうぞよろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号4番、5番について事務局から説明をいたします。」

局長「受付番号4番、5番について譲受人が同じでありますので一括して説明をいたします。

まず、受付番号4番についてご説明をいたします。譲受人の●●●●さんが譲渡人●●●●さんから畑を購入する案件でございます。

42ページ、43ページに申請地の謄本を添付しております。

●●に流します。また、近隣の関係者について同意を得ております。4については特にごさいません。5のその他参考になる事項についてですが、この地区においては、土地改良区はごさいません。

147ページに土地利用計画図、148ページに平面図、149ページに断面図、150ページに立面図を添付しております。

151ページは●●●●●●の融資証明書、152ページは●●●●●の残高証明書を添付しております。必要資金以上の資金を確保しており問題ごさいません。153ページから156ページは排水同意書を添付しております。157ページは被害防除措置の概要、158ページ、159ページは隣接関係者の同意書を添付しております。

受付番号5番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の7番鍛委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

鍛委員「3月17日、事務局の西本さん小川さんと共に現場を確認に行って参りました。現場は●●●●●の●にあり、●●を●●で●●●●にありますが。周りは●●ほどの●●と●●●●がありますが、●を●●しても支障ないものと思います。また、近郊の関係する人から排水同意書をもらっており、計画を進めても問題ないことと思われまます。よろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第8号受付番号4番5番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第8号受付番号4番5番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

6. 議案第9号について

議長「日程第5 議案第9号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。それでは、事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書160ページをお願いします。」

(議案朗読)

「それでは、説明をいたします。耕作放棄地に係る農地が、農地法第2条第1項に該当するか否かの判断については、昨年度に引き続きまして行うものでございまして。

今回は、●●●●●●●を行うもので、●●周辺の畑を除く全てが山林となっているものでございまして。

161ページに今回非農地判断をする箇所の筆数と面積を添付してあります。

●●●●●● ●筆 ●, ●●●●m²です。

162ページには字きりの図面、163ページに大まかな位置を示した航空写真、

164ページには一覧表を添付しています。以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の8番井上委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

井上委員「それでは説明いたします。3月15日の午後、西本さんと二人で●●●の現地確認に行きまして。ほとんどが山林になっていて、周辺には耕作はありませんでした。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第9号耕作放棄地に係る非農地判断について説明をいただきました。議案第9号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第9号耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第9号耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決定いたします。」

6. 議案第10号について

議長「日程第6 議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書165ページをお願いします。(議案内容を朗読)
議案書の166ページ、167ページをお願いします。」

(内容について朗読)

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号5についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は草刈機●台、動噴●台、軽トラ●台でございます。

番号6についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は耕運機●台、草刈機●台、軽トラ●台でございます。

番号7についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況はトラクター●台、コンバイン●台、バックホウ●台、トラック●台、軽トラ●台でございます。

番号8についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は草刈機●台、動噴●台、軽トラ●台でございます。

以上でございます。

議長「ただいま議案第10号について説明をいただきました。番号3については●が●●となっております。農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限の規程に基づき、番号3とそれ以外のものと分けて審議を行います。まず番号3の審議を行いますので、当該審議開始から終了まで議長を会長職務代理者である中西委員にお願いします。」

(議長離席)

(中西職務代理議長席)

議長

「それでは、私が議長を務めさせていただきます。番号3の審議を行いますので、当該審議開始から終了まで河野委員さんには退席をお願いいたします。」

(河野委員退席)

議長「議案第10号の番号3について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第10号の番号3については原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第10号の番号3は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定しました。議案第10号の番号3についての審議を終了します。河野委員さんに戻っていただき引き続き審議致します。」

(河野委員着席)

議長「これをもちまして議長職をおろさせていただきます。」

(議長離席)

(河野会長議長席)

議長「それでは、引き続き議案第10号の番号3以外のものについて審議を行います。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第10号の番号3以外のものについて原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第10号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しまし

た。」

会長 「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後 2 時 5 3 分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

9 番委員

1 0 番委員